

座間市給水装置工事設計施工基準新旧対照表（H28.12.21）

新	旧
<p>1章 総則</p> <p>1・5 工事費・手数料・水道利用加入金・工事負担金</p> <p>2 手数料（設計審査及び完成検査の手数料） 手数料の額は、次表のメーター区分に応じた金額とし、給水装置工事の着手までに納付しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">P - 5</p>	<p>1章 総則</p> <p>1・5 工事費・手数料・水道利用加入金・工事負担金</p> <p>2 手数料（設計審査及び完成検査の手数料） 手数料の額は、次表のメーター区分に応じた金額に消費税率等を乗じて得た額とし、給水装置工事の着手までに納付しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">P - 5</p>